

残留農薬検査(平成18年度 その4)

1 残留農薬検査について

当所では、市場に流通する農作物や食肉等の食品に残留する農薬について検査を行っています。平成18年5月29日より、残留農薬等の規格基準についてポジティブリスト制度^{*}が施行されました。それに伴い、残留農薬の検査項目を従来の40項目から90項目へ増加し、有機リン系農薬、有機塩素系農薬、ピレスロイド系農薬及び有機窒素系農薬について検査を行っています。

2 国内産農作物及び加工品

食品専門監視班から平成19年1月に搬入されたいちご3検体及び青汁2検体の計5検体について残留農薬検査を行い、その結果を表に示しました。いちご3検体すべてからマイクロプタニル、テブフェンピラド、クレソキシムメチル、フェノプカルブ、ホスチアゼートのいずれかの農薬が検出されました。いずれの農薬についても基準値を超えるものはありませんでした。また、加工品である青汁では1検体からクロルフェナピルが検出されましたが、一律基準値である0.01ppmを超えていませんでした。

今回、新潟市で行った栃木県産のいちごの検査(平成19年1月14日)において、ホスチアゼートが0.66ppm(基準値0.05ppm)検出されたと報告を受けました。当所には平成19年1月11日に収去した栃木県産のいちごが搬入されていたので、ホスチアゼートを検査項目に追加しました。

3 輸入農作物

食品専門監視班から平成19年1月に搬入された輸入農作物(黒ごま(中国産)1検体及びごま(ナイジェリア産)2検体の計3検体)について残留農薬検査を行った結果、いずれの農薬も検出されませんでした。

4 冷凍野菜・果実

食品専門監視班から平成19年1月に搬入された冷凍野菜・果実(さやいんげん3検体、えだまめ2検体、ほうれんそう、アスパラガス、ブロッコリー、揚げナス及びカリフラワー各1検体の計10検体)について、残留農薬検査を行いました。その結果、えだまめ1検体からクロルフェナピルが0.01ppm(基準値0.05ppm)検出されましたが、基準値を超えていませんでした。

^{*}ポジティブリスト制度

ポジティブリスト制度とは、食品中に残留する農薬等(動物用医薬品及び飼料添加物も含まれる)が一定量以上残留する食品の販売等を禁止する制度のことです。残留基準値が設定されている農薬については、その基準以内での食品への残留は認めています。それ以外の残留基準値の設定されていない農薬等の残留は原則として禁止されます。ただし、隣接する畑等からの農薬の飛散や、新規の農薬等の残留が考えられるため、残留基準値が設定されていない農薬等については「人の健康を損なうおそれのない量」(一律基準値0.01ppm)を設定し、それを超えた残留のある食品の販売等を全面的に禁止するという対応をとっています。

表 国内産農作物・加工品、輸入農作物及び冷凍野菜・果実の残留農薬検査結果 (H19年1月)

農作物	産地	検査 検体数	検出数	農薬名	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)
国産農作物・加工品						
いちご	国産	3	2	マイクロブタニル	0.03 0.19	1.0
				テブフェンピラド	0.03 0.20	
				クレソキシムメチル	0.03	
				フェノブカルブ	0.13	
				ホスチアゼート	0.01	
青汁	国産	2	1	クロルフェナビル	0.01	0.01*
輸入農産物						
黒ごま	中国	1	0			
ごま	ナイジェリア	2	0			
冷凍野菜・果実						
さやいんげん	中国、タイ	3	0			
えだまめ	タイ	2	1	クロルフェナビル	0.01	0.05
ほうれんそう	中国	1	0			
アスパラガス	中国	1	0			
ブロッコリー	中国	1	0			
揚げナス	中国	1	0			
カリフラワー	中国	1	0			

*:一律基準値

【 微量汚染物担当 】